

京都府知事 山田 啓二 様

# 2009年度京都府予算に 対する申し入れ

2008年11月7日

日本共産党京都府会議員団

団長 新井 進

「構造改革」による格差と貧困の広がり、医療・社会保障をはじめとした負担の増加で府民の生活や営業は極めて厳しい事態におかれている。さらに原油高・原材料高、金融恐慌ともいえるカジノ経済の破綻の進行は、不況をいっそう深刻にし、府民の営業とくらしに影響を与えている。

今ほど地方自治体が住民の暮らしを守り、「住民の福祉の増進を図る」本来の役割を果たすよう全力を尽くすことが求められるときはない。ところが、府は、今後の府政運営にあたって「さらなる人員削減」「事務のいっそうの効率化」や「事業仕分け」などの手法を使った「事務事業の見直し」を進めようとしている。これは、様々な装いはとっているものの、いっそう府民サービスを後退させ、「限界職場」と言われるように、職員にさらなる犠牲を押しつけるものである。このような「新しい改革プラン」の押しつけはやめ、府民の生命とくらし、営業を守る府政が必要である。

こうした立場から、わが党議員団は、来年度予算要望を以下のとおり行ない、京都府が、その具体化を図ることを強く求めるものである。

## 1、金融危機・原油穀物高から府民の暮らしと営業を守る緊急対策の実施を

投機マネーがひきおこした原油・穀物高は、米国発の金融不安と連動し、府民の暮らしと営業の各分野では「激甚災害」ともいえる被害が広がっており、雇用や中小企業の営業悪化など今後いっそう深刻化することが懸念されている。この非常事態に際し、京都府がそれにふさわしい構えと体制を確立し、府民の暮らしと営業を支えることが緊急に求められている。

- ① 金融危機の進行の中、大企業による「雇止め」「首切り」や中小企業への「貸し渋り」、「貸しはがし」などにたいし、国に対して適切な対策を求めるとともに、府独自の対策を実行すること。
- ② 国際的な投機マネーを規制するために、各国と連携し実効的な措置を実施することを国に強く求めること
- ③ 「緊急総合対策本部」（仮称）を設置し、全庁の総力を結集し、府民を激励するとともに、各分野の緊急実態調査を行なうこと。市町村と協力し「何でも相談窓口」をすべての府機関、市町村に設置すること。
- ④ 電気・ガス代など公共料金の引上げが予定されている。暮らしを守るために値上げの中止を強く求めること。
- ⑤ 西陣織、京友禅、丹後ちりめん、和装品、京やきもの、京和菓子、宇治茶など京都を代表する伝統・地場産業で深刻な事態が進行している。とりわけ、燃油を直接使う業種は危機に立たされている。これらに対し、燃料費直接補てんを国に強く働きかけるとともに、府としても各業界と相談し、直接支援策を講じること。
- ⑥ 経費の増大に不況による消費の後退が複合して、各種製造業、クリーニング業、建設業、食品・飲食業、運送業など、広範な業種が「価格転嫁できない」事態にある。直接助成はもちろん、単品スライド制や燃油サーチャージ制等、価格転嫁ができる制度の構築を行なうこと。
- ⑦ 「原油価格高騰対策等特別支援制度」の広報普及を強めること。また、緊急対策として、返済猶予や利子補給など、制度を充実すること。
- ⑧ 農業、畜産、酪農、養鶏等でも、肥料や飼料の急騰等により、廃業が相次ぐなど大打撃をうけている。さらに食生活や地域経済にも重大な影響を及ぼしている。したがって、燃油の価格高騰への直接補てん、飼料や肥料への直接補てん、乳価・鶏卵等の価格の引き上げ、農業分野での借換融資制度の創設、コメへの不足払い制度の実施等、特別の対策をとること。
- ⑨ 政府による漁業支援策には、燃油に対する直接的な補てん策も盛り込まれているが、その条件緩和と規模を拡大するなど、政府に対し改善を求めること。
- ⑩ 公衆浴場への支援は、地域の高齢者を守る上でもまったなしの事態となっている。国に燃油直接補てんを求めるとともに、市町村と協力し「福祉入浴券」等、利用者増につながる対策を行なうこと。
- ⑪ 府内各地で学校給食費の値上げが相次いでいる。「学校給食に係る保護者負担の軽減」が特別交付税措置されている緊急対策の活用を市町村に働きかけるとともに、府としても学校給食への緊急支援を行なうこと。
- ⑫ 消費税の増税計画をやめるよう、国に強く要求することとともに、食料品非課税とするよう求めること。

## 2、大企業の横暴を許さず、雇用の確保と安定を

不況の広がり雇用に深刻な影響を与えている。空前の利益をあげていた一部大企業は、急速に雇用の削減を図り、高校生の新規就職減や非正規労働者の「雇い止め」が拡大するなど、雇用・失業問題はきわめて深刻である。

非正規雇用の拡大、偽装請負、人材派遣業者が引き起こす賃金の「ピンハネ」「二重派遣」などの違法行為に対し、政府も「労働者派遣法の改正」を検討せざるをえなくなっており、99年の改悪以前の内容に戻すことが求められている。また、青年に仕事を保障し、安定した雇用を増やすため、大企業に社会的責任をはたすよう強く働きかけるとともに、中高年齢者、女性、障害者の就業支援など、自治体としての雇用促進対策を抜本的に強化することが必要である。

- ① 国に対し、改悪以前の内容に戻す「労働者派遣法の抜本改正」の早期成立を強く求められたい。
- ② 高校生・大学生やフリーター、「ニート」となっている青年など、不安定雇用の状態にある青年に安定した仕事を保障するため、大企業に対し、青年を正社員として採用するよう、強く働きかけること。高卒の新規就職者を受け入れる中小企業にたいして、補助制度をつくること。
- ③ 派遣労働等の調査を本格的に実施し、労働条件、権利保障などの実態を詳細につかみ、その結果をもとに、労働環境の改善・整備を進めること。
- ④ 京都ジョブパークは、北部センターの機能とあわせ、若年者はもちろん、中・高齢者、女性、障害者の就業支援の強化を総合的に図るとともに、職業訓練や就職説明会などの拡充を図ること。ハローワークとの連携をいっそう強化すること。

新規未就職者やフリーター、ニートの職業訓練の実施とその期間中の生活保障や雇用保険適用が受けられるよう雇用保険法の改善を国に求めること。法定雇用率を下回っている障害者の自立・就業支援対策の充実を図ること。

- ⑤ 国に対し「緊急雇用対策」の実施を求めること。失業や経営破たんて暮らしが成り立たなくなっている府民を救済する臨時の公的求職制度をつくること。「暮らしの資金」の大幅増額・貸付の通年化、規準の緩和を実施すること。離職者支援資金の貸付要件を緩和し、誰でも使えるよう、府独自の対策を講じること。
- ⑥ 国に対し、大企業のリストラを規制する法制化、違法なサービス残業や偽装請負の根絶、正社員化の促進など、労働法制の見直し、労働条件の抜本改善の諸施策を講じるよう求めること。

また、本府として労働相談窓口を設置し、京都労働局とともに、サービス残業、偽装請負などを放置する企業名の公表など、実効ある措置を講じること。派遣、契約、パートなどで働く労働者への差別・格差をなくし、「均等待遇」のルールを確立するよう、国に強く働きかけること。

- ⑦ 企業がすすめる解雇、人員削減、工場閉鎖などのリストラ計画の事前届出、地域経済と雇用への影響調査、地元市町村や商工会議所（会）など関係機関との協議を求める「リストラ対策条例」を制定するなど、雇用確保に最大限の努力を行なうこと。
- ⑧ 企業誘致に当たっては、「雇用計画書」の提出を求め、「企業立地補助金制度」は、既存の適用企業についても、正規社員の拡大に結びつくよう運用すること。また、企業の撤退については「事前協議」を求め、身勝手な撤退やリストラを行なう場合は補助金の返還を求めること。
- ⑨ 団塊世代が定年時期を迎える中、企業に対し定年の延長、希望する労働者への再就職の斡旋を求めるとともに、府としての相談窓口の設置、行政による臨時の公的求職場の創出など、本格的対策を講じること。
- ⑩ 最低賃金を時給1000円以上目標に抜本的に引き上げるとともに、全国一律の制度となるよう、国に求めること。
- ⑪ 介護基盤整備の促進など福祉施設の充実、30人学級の実施、必要な消防職員の配置など、地元での雇用の場の拡大をすすめること。生活関連、福祉型公共事業を中心とした地元雇用対策をいっそう拡充すること。

### 3、医療、社会保障の崩壊をくいとめる対策を

毎年2200億円の社会保障費の削減により、医療・年金・介護・障害者対策などが大幅に改悪され、国民は医療や社会保障を受ける権利すら奪われる事態が広がっている。本年4月から導入された後期高齢者医療制度は、年齢で医療を差別するまさに「姥捨て山」制度であり、国民の大きな怒りを巻き起こしている。しかし、政府は「骨太の方針2008」でも、社会保障給付費の削減方針を堅持し、「医療費適正化」の名による、病院の統合や再編、診療所化などにより地域医療の崩壊をさらにまねくとともに、「混合診療」解禁、「株式会社の医療経営」解禁な

ど、“市場化”を進めようとしている。よって、貧困と格差をただすため、憲法25条が保障する生存権をまもる社会保障制度の拡充を国に強く要望するとともに、次の諸対策を講じられるよう求める。

- ① 国に対し毎年2200億円削減する社会保障費抑制路線を撤廃し、医療費総枠を拡大し、保険でよい医療が提供できる診療報酬体系を確立するよう求めるとともに、現行の医療水準が後退することがないよう、関係者と連携し万全を期すこと。
- ② 後期高齢者医療制度は、直ちに廃止するよう政府に求めるとともに、70歳から74歳の窓口負担の一割から二割への引き上げを中止、撤回を求めること。また、京都府の老人医療助成制度を国の医療改悪に合わせて縮小する計画を撤回するとともに、70歳から74歳の医療費負担増を国が実施した場合は京都府独自制度で一割に抑えるよう拡充すること。
- ③ 療養型病床群を2012年までに介護型を全廃、医療型を縮小する計画により、京都府でも療養病床が6,780床から3660床に減らされようとしている。決して「医療難民」「介護難民」を生まないよう、国に対し、廃止縮小計画を中止・撤回するよう求めること。
- ④ 医師不足等による地域医療崩壊の危機を打開するため、国に対し養成医師枠の抜本的増員、診療報酬の改善など抜本的対策を求めるとともに、医師確保のための緊急対策を求めること。本府の医師確保対策について関係者の声も踏まえ、府北部はもちろんのこと南部地域も含め抜本的緊急的な対策を講じること。舞鶴医療センターの医師確保による周産期医療サブセンターの再開と府立与謝の海病院の脳外科医の確保を急ぐこと。
- ⑤ 特定健診・特定保健指導については、保健予防活動を後退させないこと。また、75歳以上の後期高齢者に対する健診・保健指導が従来どおり実施できるよう、京都府として必要な財政支援を行なうこと。
- ⑥ 「がん対策推進計画」の実施にあたっては、患者や家族などを含んだ常設の「協議会」設置と、患者本位のがん対策の総合的推進を図ること。高次脳機能障害や脳脊髄液減少症への対策などの新たな医療課題に対する体制の整備・拡充を図ること。
- ⑦ 難病対策を強化するとともに、国に対し、小児慢性特定疾患健康管理事業や特定疾患治療研究事業の拡充を求めるとともに、対象事業になるまでの間、府独自支援策を検討すること。また、難病全体を恒久的に負担軽減するような制度の検討を国に求めること。長期入院児の家族等付き添い負担軽減策の拡充を行なうこと。
- ⑧ 京都府肝炎治療特別促進事業については、助成の対象となる治療をインターフェロン治療に限定せず、肝がん、非代謝性肝硬変患者の治療も含めるとともに、1回限り、1年以内という助成回数・期間の制限をなくし、自己負担額を原則1万円とし、低所得者は無料とすること。京都府感染症対策協議会肝炎部会に、患者や家族の代表の参加を求め、府の肝炎対策に患者・家族の声を反映させること。また、早期発見、早期治療の体制を整えること。
- ⑨ 「周産期医療情報システム」の充実と総合周産期母子医療センター充実のための支援をいっそう図るとともに一刻も早くサブセンターを再開すること。また、NICU、PICUの整備、小児救急体制の全二次医療圏での整備とシステムの充実を進めること。精神科救急医療体制の整備を引き続き進めること。
- ⑩ 看護師の確保を保障する診療報酬の改善を国に求めること。また看護師確保対策として、府立看護学校の養成定数の拡大と就労支援策を充実させること。准看護師移行教育のための「二年課程通信制」を早期に開設すること。OT、PTの養成確保と地域偏在解消のため、診療報酬の改善を国に求めるとともに、研修の充実など地域偏在支援策を講じること。
- ⑪ リハビリテーションについては、急性期から回復期、維持期など一貫した総合的提供体制を早急に構築すること。リハビリ日数制限を撤回するよう求めるとともに、本府として民間医療機関の受け入れ困難な脊椎損傷や高次脳機能障害などのリハビリ医療確保のために、府が責任を果たすこと。
- ⑫ 「介護保険制度事業支援計画」の見直しにあたっては、実態を踏まえ必要なサービスが利用できる計画となるようにすること。そのために、特養ホームの増設や昼間独居対策など、施設、在宅とも基盤整備に全力をあげること。また施設利用時の給食費・居住費の負担軽減し、低所得者に対する保険料・利用料の減免制度を設けること。また、地域包括支援センターのマンパワーの確保や運営に対し支援を行なうこと。低すぎる介護報酬を引き上げ、マンパワーの確保と働き続けられる条件整備を行なうこと。

介護給付費に対する国庫負担割合を2分の1に引き上げるよう国に求めるとともに、保険料の相次ぐ値上げを防ぐため、ただちに国庫負担を25%から30%へ引き上げるよう求めること。

- ⑬ 障害者自立支援法の「応益負担」、報酬の「日割方式」の撤回を国に求めること。府が実施する負担軽減制度について、給食費や居住費も対象に加えるなどいっそうの負担軽減を図ること。コミュニケーション支援や移動支援等の地域生活支援事業について、すべての市町村で無料化され、その他の事業でも低所得者への負担が軽減されるよう、府としてガイドラインを示し、実施する市町村を支援する助成制度を創設すること。
- ⑭ 障害程度の区分認定にあたっては、知的障害者や精神障害者が低く認定される傾向にあることから、障害者の特性や実態にあった調査方法に改善すること。また、報酬が大幅に減収となっている施設や事業所が安定的に事業を運営できるよう、報酬の日割り方式導入による減収を補填する運営費助成を創設すること。地域活動支援センター事業については、現行の補助金の水準を維持できるように補助額を設定し、府独自の助成制度を創設すること。小規模作業所が新事業体系に移行するまでは、現行の府独自補助制度の水準を維持すること。
- ⑮ 盲ろう者通訳介助員派遣事業について、時間制限の撤廃など、利用者の生活権の保障をすること。
- ⑯ 京都府道路交通規則の一部改正による、駐車規制除外対象から除外された下肢不自由3級の2種以下や運動機能障害4級の障害のある方について、ただちに対象となるよう公安委員会に求めること。
- ⑰ 所得制限の強化など高齢者、母子家庭、障害者の福祉医療制度を後退させる「見直し」は、やめること。高齢者、母子家庭、障害者等を救済するため、独自の福祉医療制度を検討、創設すること。また、「高額医療費の償還払い」の手続の簡素化と窓口負担の軽減、重度心身障害老人健康管理事業の3級への拡大を行なうこと。
- ⑱ 国保料への国の補助率の引き上げを求めること。住民の生存権を脅かす保険証の取り上げ、資格証明書・短期証の発行は行なわないよう市町村に助言すること。中学校卒業までの子どもの保険証の取り上げは直ちにやめること。医療費一部負担金の減免制度、法定減免や申請減免制度について、市町村に働きかけ、制度が実際に活用されるよう指導援助すること。
- ⑲ 介護現場など民間社会福祉施設で働く職員の労働実態を調査し、介護・診療報酬の引き上げを国に求めるとともに、府として賃金・労働条件等改善へ支援策を拡充すること。
- ⑳ 生活保護の申請を窓口で拒否し、抑制するやり方を改め、生活保護を受ける権利を保障するため、辞退届の強要や申請抑制などを行なわないようにすること。生活保護の申請用紙を関係機関の窓口を設置すること。リバースモーゲージ制度の適用は行なわないこと。医療券方式を医療証方式にきりかえるなど、抜本的な改善を行なうこと。生活保護世帯への見舞金を復活させること。  
生活保護費の国庫負担金を堅持し、老齢加算や母子加算等を元に戻すよう国に強く求めること。

#### **4、和装、伝統産業、中小企業の経営を守り、京都経済の立て直しを**

「あぜくら」「たけうち」の連続した大型倒産に続き、原油高騰、金融不安と消費不況で、和装・伝統産業は非常に厳しい経営実態になっている。西陣や丹後、京友禅では、先行き不安などで在庫調整、生産調整が行なわれ、仕事がストップしているところや、地場産業であったプリント・アパレル関連の擦染も激減している。

存亡の危機に立たされている京都の伝統地場産業、建設業、中小零細企業、商工業者を支援し、雇用の確保と安定化を図り、京都経済の立て直しを図ることは、府政の重要課題となっており、次の諸対策を強く求める。

- ① 中小零細企業の不況型倒産が増加している。大量の離職者の発生が予想される事態のもと、雇用対策事業を充実し、資金繰り、事業相談、生活応援の相談窓口を、商工労働観光部、府民生活部など関連部署の連携のもと設置すること。
- ② 原油・原材料価格高騰のもと、原材料等の価格が上昇し、コストアップ分を下請代金に価格転嫁できない状況や親企業から工賃指定で切り下げまでがおきている。中小企業、下請け企業の経営を守る下請け2法（下請け振興法・下請代金遅延防止法）の厳格な適用がされるよう、親企業等への指導を徹底し、下請け企業支援を行なうこと。
- ③ 西陣、丹後、京友禅の振興を図るため、「伝統と文化のものづくり振興条例」を活用し、庁内横断的な総合的対策を行なう対策本部を設置すること。事業所の悉皆調査など早急な実態調査を行なうこと。  
公平公正で秩序ある流通体制の再構築に向けて、行政としてのイニシアチブを発揮し、業界団体や販売グ

ループの支援・育成を図ること。

- ④ 「北部産業技術支援センター」への技術職員の増員など抜本的な体制強化を行ない、市町とも協力し、事業所調査の実施など北部中小企業振興を本格的に行なうこと。
- ⑤ ベンチャー企業育成や企業誘致偏重の施策を改め、「中小企業振興基本条例」（仮称）を制定し、府内経済と雇用を支える中小企業への振興対策を抜本的に強化すること。また、「伝統と文化のものづくり条例」「中小企業応援条例」が真に実効あるものとなるよう伝統産業の後継者育成制度の確立等に取り組むこと。また、関係者の英知を結集して、京都経済の立て直しのため、「振興対策協議会」の設置など真に実効ある振興策を確立すること。
- ⑥ 公共事業の発注にあたっては、入札及び契約の透明性を確保し、談合など不正行為の排除や元請・下請の契約関係の適正化につとめること。地元企業・中小企業の育成に配慮した、地域貢献度やランク別など条件付一般競争入札を基本とすること。公共工事に従事する労働者の適正な賃金や労働条件を確保するため、実態調査と「公契約条例」の制定を行なうこと。
- ⑦ 府の行なう公共事業は、生活密着型への転換、分離・分割発注をさらにすすめ、地元中小業者や官公需適格組合の仕事確保を図ること。また、バリアフリー化、耐震性の強化など、中小建設業者の仕事確保する「住宅改修助成制度」を市町村が実施できるよう援助を強めること。小規模事業者登録制度を創設すること。また、印刷物等については、製造物請負にかえ、適正な入札価格となるようにすること。
- ⑧ 地域経済と商店（街）、生活環境に大きな影響を及ぼす大型店の相次ぐ出店を規制するため、小売商業調整特別措置法を活用し、自治体の独自規制を強化できるよう支援すること。また、国に対し大店立地法の需給調整排除の条項を削除するよう求め、中心市街地への大型店の出店攻勢に歯止めをかけること。商店街と地域住民が協力して安心して暮らせる「まちづくり条例」を制定し、市町村と協力して大型店の無秩序な出店にたいする強力な指導を行なうこと。商店街振興のための支援を抜本的に強めること。
- ⑨ 新規開業や新事業への転換、新製品の開発に取り組む中小企業・業者に対し、無担保・無保証人、低利で返済猶予期間の長い融資制度の創設、信用保証協会の保証枠の拡大など、融資制度の改善・充実を図ること。
- ⑩ 中小企業金融の実態を調査し、原油原材料高騰対策など、積極的な融資対策を講じること。中小企業あんしん借換融資について、日本政策金融公庫など政府系金融機関分にも対象を拡大し、延長・継続すること。保証協会の制度融資に対する求償権の放棄ができるように条例の制定を図ること。信用保険制度の改悪による責任制の導入を撤回するように国に求めること。
- ⑪ 中小企業への総合的な支援体制を維持するため、府としての経営診断員の配置、金融相談窓口の創設など改善を行なうこと。また、「小規模企業おうえん融資」等の中小企業支援融資については、事業者が身近に相談できる「団体窓口受付」の復活、商工会などへの経営診断の委託を再度実施し、中小企業振興を図ること。

## 5、農林漁業への支援を抜本的に強め、自給率向上、食の安全の確保を

世界的な食糧不足に加え、投機マネーによる原油・穀物価格の高騰は「お金を出せば、世界中から食料を買い集められる」というやり方がもはや通用しないことを明らかにした。さらに大量の「汚染米」の食料への転用拡大やメラミンの乳製品への混入など食の安全の危機は、日本の食料がいかに重大な危機にさらされているかを明白にした。「安全な食料は日本の大地から」という願いは多くの国民の共通の願いであり、食料自給率を高めることは喫緊の課題である。

ところが政府は、不要なMA米の輸入を続けながら、減反を続ける「基本計画」、「品目横断的経営安定対策」を強行し、日本農業を支える多くの小規模農家を切り捨てようとしている。こうした「基本計画」と「品目横断的経営所得安定対策」に反対し、価格保障・所得補償の実現を強く要求するなど、京都の農林漁業を振興し、ふるさと農山村を守るため、次の諸対策の実施を強く求める。

- ① 「京都府農林水産業振興条例」を制定し、京都の農業、林業、水産業の振興と農山漁村を守る総合的計画を策定し、対策を講じること。
- ② 農家が安心して生産に励めるよう、価格保障・所得補償の抜本的充実、米価の不足払い制度の導入、備蓄制度の改善などの米価対策をただちに講じるよう国に求めること。府独自の価格保障、所得補償を実施すること。野菜の価格保障制度をすべての産地・農家が加入できるよう拡充すること。有機農法など「こだわり農法」を実施する農家に対する所得保障制度を実施すること。
- ③ 汚染米問題を徹底究明し、不必要なMA米輸入は中止するよう政府に求めること。食料主権を保障する貿易ルールの確立のためにも、WTO農業協定を根本から見直し、米を自由化の対象から外すよう要求するこ

と。日・豪FTA・EPA交渉の中止を要求すること。

- ④ 京都の実状に合わない「品目横断的経営安定対策」を見直し、農業を「続けたい人」、「やりたい人」すべてを担い手として支援するよう強く政府に要求すること。
- ⑤ 地域農業を守る農家の組織化・共同化を図り、農業機械更新への助成など積極的に支援すること。とくに、小豆・黒大豆・伝統京野菜などに積極的支援を行なうこと。
- ⑥ 多様な家族経営の維持・発展を図ること。新規就農支援対策を積極的に強化し、貸与額の引き上げ、期間延長、などを図ること。農家子弟に対しても必要な特別対策を講じること。地域農業振興に役立たない、営利を目的とした企業参入は行なわないこと。
- ⑦ 地域での秩序ある農地の利用や管理に重大な障害を持ち込む株式会社一般の農地取得や利用の自由化に反対すること。耕作者の権利を優先し、農地の売買や転用を農業委員会の審査・許可のもとにおく現行農地制度を堅持すること。
- ⑧ 中山間地直接支払い制度の積極的活用を図ること。また、実施状況を調査し、必要な拡充、改善を政府に要求すること。さらに、いわゆる「限界集落」に対し、一時的な「元気づけ」対策でなく、集落存続の力をつくる対策、例えば、出身者を呼び戻すなどの対策をしっかりと講ずること。
- ⑨ 畜産飼料高騰対策、飼料自給化、特に飼料用稲（WCSだけでなく穀実利用）の実用化への支援を行なうこと。国に対して、乳価の価格引き上げを強く要望すること。家畜診療体制の強化、酪農ヘルパー制度の拡充など、経営支援対策を強化すること。20ヵ月齢以下牛のBSE検査に対する補助の復活を国に要求するとともに、府独自検査を継続すること。米国産牛肉の輸入規制緩和に反対し、国内と同様の安全性対策を要求するよう国に求めること。
- ⑩ 外材の輸入規制をはじめ、緊急を要する除・間伐への一層の支援対策、造林経費控除の全額への引き上げを国に求めること。  
国産材の利用促進のため、公共事業や学校など公営施設での府内産材の優先使用、間伐材の利用など、需要拡大のための積極策を講じること。「京の木の家づくり支援事業」の交付金については、使用量基準だけでなく、北山丸太などに実状に応じた基準を設けること。間伐材や木くずの燃料化、バイオマス発電の推進など新たな事業の促進を図ること。
- ⑪ 漁港整備の促進、育てる漁業、資源管理型漁業、沿岸漁業のいっそうの振興を図ること。漁業が続けられる魚価の実現のため、価格保証、所得補償を国に要求するとともに、担い手対策を強化すること。また、水産加工、商品開発、流通対策、海業などへの支援を図ること。
- ⑫ 「食の安全」を確保するため、食品衛生監視員の専任化・増員を図り、保健環境研究所、保健所、消費生活科学センターなどの体制強化と検査機器の充実を図ること。
- ⑬ 輸入食品の安全確保のための検査体制の強化、原産国表示の徹底、製造年月日の表示復活を国に対して強く要求すること。
- ⑭ 「地産地消」の促進を図るため、米飯給食だけでなく、学校給食や府立の福祉施設・病院等で地元産食材の活用を図ること。学校給食パンに府内産・国内産小麦を使用すること。また、米粉パンを導入すること。
- ⑮ 有害鳥獣対策予算を大幅に増額し、適切な駆除、効果的な防除対策を実施すること。国に対し、有害鳥獣対策への助成制度と被害補償制度の確立を求めること。
- ⑯ この間の農協合併と経営優先の運営によって、農家組合員の農協離れが加速している。農協が民主的な運営に立ち返り、農協本来の役割をとりもどすよう、府として指導を強化すること。また、これ以上の京都の農協合併は行なわないよう指導すること。

## 6、貧困から子どもを守り豊かな未来を、子育て支援策の抜本的拡充を

子どもの豊かな未来のために、人間らしい生活を取りもどす、貧困の解消へ向けた行政の取り組みが重要である。子育て対策と教育予算を抜本的に拡充するとともに、府が市町村とも協力して、子育て支援対策を強化することが必要である。また、子どもに関わる事案に対応するため、児童相談所をはじめとした体制の強化、市町村、関係機関との連携をはじめ、総合的な支援策が求められている。よって、次の諸対策の実施を強く求める。

- ① 乳幼児医療費助成制度を、通院、入院ともに、中学校卒業まで、無料化すること。当面、通院についても小学校卒業まで拡充し、月3000円までの自己負担及び償還払い制度は撤廃すること。すべての医療圏で小児救急医療体制を確立するとともに、小児医療の体制の整備を図ること。府立医科大学附属病院「小児医療センター」は、小児医療の総合的拠点にふさわしい内容となるよう整備・拡充すること。
- ② 子育て家庭の経済的負担の軽減をはじめ、住民・関係者の要求・意見を積極的に反映させること。また、企業の行動計画づくりと有給休暇や労働時間短縮など労働条件の改善に向けて、国と協力して指導・援助を

強めること。養護学校児童生徒をはじめ、障害児をふくむ学童保育体制の抜本的整備、保育料の軽減、一人親家庭への支援の強化などにつとめること。中高生を対象にした障害児放課後サポート事業の拡充を図ること。

- ③ 「家庭支援総合センター」開設にあたっては、現場関係者などの意見・要望を十分反映し、相応しい体制整備を行なうこと。また、府北部、京都市内、府南部の総合的な支援体制がいっそう充実されるようにすること。児童相談所については、「家庭支援総合センター」の活用などにより、被虐待児童と家族への総合的支援が可能となるよう機能と体制を拡充すること。府民、市町村、関係機関と協力し、児童虐待の早期発見、保護、児童虐待そのものの根絶のための施策展開を図るネットワークを構築すること。
- ④ 「子ども発達支援センター」は、AD・HD・学習障害・高機能広汎性発達障害などの障害児もふくむ障害児の早期発見・早期療育体制を確立するため、医師や専門スタッフを増員し、診療・療育・相談体制をいっそう拡充・強化すること。センターへの交通手段の改善と保育室の設置を行なうこと。同センターの地域療育部門の拡充を図り、北部にも地域療育センターを整備すること。また、「発達障害支援センター」の体制強化や、圏域支援センターの充実など対策を講じること。
- ⑤ 配偶者暴力相談支援センターの体制を強化すること。また、京都市内と府北部、南部に配偶者暴力相談支援センターを設置すること。綾部若草寮の整備と機能拡充、児童養護施設の増設などを行ない、緊急一時保護施設、母子生活支援を拡充すること。公営住宅母子優先入居枠の拡大、民間シェルターへの財政支援など、被害家庭への総合的支援体制を確立すること。
- ⑥ アレルギー性疾患対策についての府としての総合的な方針を確立すること。アトピー、化学物質過敏症、ぜんそくなどアレルギー性疾患について実態調査を行なうこと。アレルギー性疾患に対する専門知識をもった保健師や栄養士などの積極的な人材の育成、研修などの系統的で計画的な支援と気軽に相談できる窓口の設置を行なうこと。すべての小・中学校に、アトピー性皮膚炎の症状改善に効果がある温水シャワー浴設備を普及・促進すること。

## 7、どの子にも行き届いた教育を 子どもを中心にした学校づくり 文化・芸術・スポーツの振興を

貧困と格差が子どもたちにも重大な影響を与えている。さらに、教育費負担の急増、競争を激化させる「全国学力テスト」の強行と結果の公表の動きなど、教育を取りまく動きは府民の願いと大きく逆行している。「30人学級」の早期実現や私学助成の拡充、どの子にも行き届いた教育を実現することなど、府民の切実な願いに応えるため、次の諸施策の実施を求める。

- ① 国に対して「30人学級」の実施を求めるとともに、全ての小・中学校の全学年で速やかに少人数学級を実施し、高等学校へも拡充すること。また、いじめや不登校・学級崩壊などの教育困難に対して支援体制を強化すること。子どもたちを競争に追い立て、「できる子」「できない子」に分ける習熟度別授業をやめること。競争の教育に拍車をかける「学力診断テスト」を是正するとともに、全国の学校に点数で序列をつける「全国一斉学力テスト」の中止を求め、テスト結果は公開しないこと。学校と教職員を、いっそう激しい管理と競争に追い立てる「学校評価制度」や「教職員評価制度」を見直すこと。
- ② 希望するすべての生徒に行き届いた高校教育の機会を保障し、地域の高校を守り発展させること。競争と格差を激化する現在の高校入試制度を抜本的に見直し、特色選抜制を中止するとともに、総合選抜制を拡充し、普通科を減らさないこと。さらに、減らされた定時制・通信制の募集定員を増やし、南部地域に新設すること。
- ③ 宇治市への養護学校建設にあたっては、保護者や関係者の意見や要望を反映したものとし、城陽市に一刻も早く養護学校を新設すること。桃山養護学校を存続させ、桃山学園の子どもたちの教育を守ること。過密な南山城養護学校や、向日が丘養護学校の医療的ケアを要する子どもたちの長距離・長時間通学を解消し、老朽校舎の抜本的改修や寄宿舎の充実を図ること。特別支援教育の充実のため、高等学校や私立学校を含むすべての学校に特別支援コーディネーターの専任化を含む必要な教職員を配置すること。特別支援学級の存続と発展、通級指導教室の拡充・整備など、特別支援教育条件の拡充を行なうこと。
- ④ 教職員定数の2割を占める定数内・外の臨時教員の配置を抜本的に改め、定数内の常勤講師はすみやかに正規採用し、非常勤講師も計画的に正規雇用へと改善すること。また、養護教員、事務職員の複数配置をはじめ、食育の充実に欠かせない栄養教諭・職員の全校配置、専任の図書館司書の全校配置など、教職員定数・配置の抜本改善を図ること。学校教育法の改正にともなう主幹教諭、指導教諭等の新たな職の設置をしないこと。

- ⑤ 府立学校の耐震補強工事やバリアフリー化の促進などをすすめること。そのために、国に対し国庫補助制度の拡充を求め、市町村への支援を行なうこと。
- ⑥ 義務教育費無償の原則に基づき、教育費の保護者負担の軽減を図るとともに、就・修学援助制度を拡充すること。高等学校等の授業料負担の軽減や通学費補助の拡充、各種奨学金制度の充実を図るとともに、就・修学支援のための助成制度を拡充すること。また、私学助成を大幅に引き上げるとともに、直接助成の単価改定、授業料減免制度の拡充を行なうこと。府外の私学へ通う生徒への助成金を復活させること。
- ⑦ 子どもたちの安全を守ることは自治体の基本的役割であり、学校の安全を守る責任は行政にあるとの立場から、子どもたちの登下校や日常生活の安全対策を支える予算措置、指導に携わる教職員及び学童保育所など児童福祉施設の職員の増員に積極的に取り組むこと。
- ⑧ 同和奨学金償還対策事業は止めるとともに、貸与者に対し返済を求めること。
- ⑨ 府内の文化・芸術の振興に資するよう財政措置も含め府の責任を果たすこと。公的スポーツ施設の増設、整備の拡充、利用料金の引き下げなど、府民のスポーツ活動の振興を図ること。
- ⑩ 憲法を守り、教育の自由と自主性を保障すること。また、「内心の自由」を侵害し、教育への「不当な支配」となる「日の丸」「君が代」の強制を止め、侵略戦争を美化する教科書を採択しないこと。さらに、義務教育費国庫負担制度を堅持して、教育の機会均等、教育水準の確保と無償制の原則という国の責務を果たすよう、国に求めること。
- ⑪ 公立大学法人について、大学の自治と学問の自由を守り、教育研究活動の向上を保障するため、府として大学法人への支援を財政措置も含めしっかりと行なうこと。

## 8、「京都議定書」の名にふさわしい環境行政、地域づくりの実現を

「京都議定書」採択の地・京都こそ、温暖化防止対策の先頭に立ち、CO<sub>2</sub> 総量抑制の目標達成にむけた実効ある取組みを促進する責任がある。また、環境汚染を規制し、生態系を守るための環境行政を強化することが求められる。よって、次の諸施策の実施を求める。

- ① 「京都府地球温暖化対策条例」で掲げる温室効果ガスの削減目標（2010年までに1990年比で温室効果ガスの総排出量を10%削減する）を達成するため、排出量の大半をしめる産業、運輸部門の対策を抜本的に強化すること。温暖化防止地域協議会を早急にすべての市町村に設置するよう支援すること。  
風力・太陽光発電など自然エネルギーの活用と開発・普及に対して支援費等・補助制度を創設し本格的に取り組むこと。電力会社に対し、安定した価格での買い取りを義務付ける固定価格買取制度の実施を国に求めること。
- ② 府域での温室効果ガスの削減に逆行する年間830万トンものCO<sub>2</sub>を排出する舞鶴石炭火力発電所の2号機建設は行なわず1号機の操業停止を関電に求めること。道路・河川敷の緑化、屋上、壁面緑化の推進など市街地の緑化対策を強化し、ヒートアイランド化を防止すること。
- ③ 産業廃棄物の不法投棄を根絶させるために、府が策定した「産業廃棄物規制条例」にもとづいて、徹底した立入検査の実施、不法投棄のルートと関与者の解明を行ない、違反者はもちろん排出者の責任による撤去を実施させ、行政による代執行も含めた実効ある措置をとること。
- ④ 城陽の山砂利採取跡地に搬入された産廃汚染土壌は完全に撤去させること。住民からの相談や通報については、迅速・丁寧な対応、関与者への的確・厳正な対応を行なうこと。また、汚染物質・土壌の運搬や防除等については、周辺住民の安全・安心を第一に、万全の対策を講じること。砂利採取場や採石場への産廃等の不法投棄を防止するため、条例を早期に制定すること。法令の厳守を業者に徹底するとともに、職員体制を強化し再発防止を図ること。
- ⑤ ごみの発生を設計・生産段階から削減する拡大生産者責任を明確にしていない家電リサイクル法、容器包装リサイクル法、建設リサイクル法などの改正を国に強く求めるとともに、府としても、市町村に対する積極的な指導援助を行なうこと。
- ⑥ ゴミの発生抑制と減量化のための施策を促進すること。また、RDFの製造・貯蔵を含む廃棄物処理場について、安全基準が策定されないもとでは設置を認めないこと。
- ⑦ アスベスト対策、ダイオキシン対策を引き続き強化すること。調査・監視体制の強化とともに、発生源対策を抜本的に強化すること。国と事業者の責任で、ダイオキシンの発生を未然に防止するよう求めること。府は、事業者が製造の段階から塩化ビニールなど、ダイオキシンの発生の原因となる物質の生産を大幅に減

らし、使用後は回収して再利用を図るよう指導を強めること。また、府として、府保健環境研究所にダイオキシン検査体制を整備するなど、体制の強化を図ること。京丹波町のカンポリサイクルの焼却炉の運転について監視を強めること。

- ⑧ 工場跡などの土壌汚染にたいし、土壌汚染対策法も活用して、実効的な対策を講じること。また、有害化学物質による環境汚染を防止するため、P R T R法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）にもとづいて、有害化学物質の調査・研究など対策の抜本強化を図ること。とくに、ディーゼル車の排ガス規制の強化など二酸化窒素や浮遊粒子状物質削減対策、有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、ジクロロメタンなど）の環境保全目標の達成、内分泌攪乱物質（環境ホルモン）への本格的な対策、シックハウス問題への抜本対策等を講じること。
- ⑨ 産業廃棄物税を、産業廃棄物の減量化・リサイクル技術の研究開発支援などをはじめ、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進に生かされるよう取組みを検討、開始すること。中小企業の公害防止対策や公害対策の研究・開発について、助成制度及び税制上の優遇措置の拡充を図ること。
- ⑩ 重大事故が相次ぐ原発の総点検、老朽原発の段階的廃止を国と関西電力に要求すること。とくに、新潟中越沖地震による東京電力柏崎刈羽原発の地震被害の教訓を生かし、耐震総点検の実施と必要な補強をただちに行なうこと、自主防災組織の抜本的強化を図ることを関電に強く求めること。「もんじゅ」の運転再開を認めないこと。原発防災計画は府内全域を対象としたものに改めること。高浜原発3・4号炉のプルサーマル計画の中止を求めること。また、医師確保をはじめ、2次被爆医療体制を早急に整備すること。
- ⑪ 「絶滅の恐れのある野生動植物保全条例」を活かし、絶滅が危惧される野生生物を地域ぐるみで保全するため、府民啓発や無秩序な開発規制を強めること。特に、公共、民間を問わず大規模な開発については事前の環境アセスなど十分な規制措置を講じること。

## 9、4 ダム建設中止など淀川水系河川整備計画案の撤回を 公共事業は防災対策・生活基盤整備に切りかえを

「淀川水系河川整備計画案」は流域の多くの住民の安全とともに、宇治川や嵐山の景観、環境、府営水道の関わり、数千億円を超える公共事業の計画であり、全国からも注目されている。府は、府民の疑問に誠実に答えるとともに、府民の意見を汲み上げて計画案の撤回を国に求めることが重要である。

また、公共事業については、府民の安全を守り、地震・風水害など防災対策を最優先とするとともに、生活密着型に切りかえ、仕事の大幅減少で深刻な事態に直面している地元中小業者の仕事おこしに特別の対策を講じるとともに、地域経済に配慮しながら、次の諸対策を実施するよう強く求める。

- ① 淀川水系河川整備計画案について
  - ・計画の基本となる淀川の基本高水流量を毎秒17500トに設定していることの妥当性
  - ・巨大トンネルを建設する天ヶ瀬ダム再開発の危険性、宇治川に毎秒1500ト流すことの危険性
  - ・宇治川や桂川の洪水時の堤防破堤の危険性
  - ・宇治塔の島や嵐山の自然と景観の破壊の危険性
  - ・天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム、大戸川ダム、丹生ダムの4ダム建設の必要性
  - ・府営水道の過大な水需要予測と水利権の振替え  
など全面的な再検討「流域委員会」が最終意見で指摘している問題点を受けとめ、いったん計画案を撤回し、全面的な再検討を求めること。
- ② 府営水道の過大な水需要予測の見直し、水利権の振り替えを行ない、天ヶ瀬ダム再開発計画から撤退すること。市町村水道に過大な「協定水量」を押し付けないこと
- ③ 災害に強い郷土づくりのため、遅れている河川改修、土石流発生危険箇所や地滑り危険箇所、堤防危険箇所、急傾斜地、老朽ため池、浸水多発地域等の改修を急ぎ、災害防止対策を抜本的に強化すること。また、舞鶴市の高潮による浸水被害への抜本的対策を講じること。
- ④ 活断層調査の結果をふまえ、大規模地震対策を強化すること。学校、公共施設の耐震診断、補強工事を急ぐこと。「京都府建築物耐震改修促進計画」の数値目標を達成するため、耐震診断制度無料化するとともに、住宅耐震改修助成制度で部分改修を認めるなど、内容を充実改善すること。

- ⑤ 和田ふ頭の建設計画は凍結すること。学研都市開発計画は、木津東・木津北地区の中止など全面的な見直しをすすめ、自然が生かされたまちづくりへと転換すること。畑川ダム建設は、新規水源の確保や過大な水需要予測、水質問題等を再検討し中止すること。
- ⑥ 京都市内高速道路は市内の交通渋滞と環境破壊をいっそうすすめるものであり、建設の中止を求めること。本府は、阪神道路株式会社から撤退すること。第2名神高速道路（大津～城陽間、八幡～高槻間）の建設をやめるよう国に求めること。高速道路とそのアクセス道路建設優先の道路政策を改め、府民の生活と地域経済に結びついた生活関連道路の建設・整備優先に切りかえること。とくに、国道27号、163号、178号、307号、312号等の歩行者安全対策を緊急に行なうこと。
- ⑦ 「住生活基本計画」を見直し、府営住宅の新規建設を行ない、府民の入居希望に応えること。公営住宅法の改悪に反対し、入居収入基準の引き下げ等による入居者の追い出し、家賃値上げをやめること。府営住宅の建設から管理運営までを大手企業の営利に委ねるPFI手法の導入はやめること。既存住宅へのエレベーターの設置などのバリアフリー化、水洗化、設備の近代化が実施されていない住宅の整備を急ぐこと。エレベーターの電気代及び耐用年数がすぎた長期入居者の部屋の畳・ふすま等の取替えは、府の費用負担とすること。
- ⑧ マンション管理適正化法の趣旨にのっとり、府として早急に実態調査を行ない、耐震強度にかかる相談も含め専門家によるマンション無料相談窓口の拡充を図るとともに、管理組合の育成・援助、大規模修理に対する融資の拡充など、府独自の対策を行なうこと。
- ⑨ キリンビール跡地の開発については、90メートルもの高層ビル建設は中止するよう求めること。また、住民合意に基づき、景観や環境等配慮した計画となるよう再検討を求めること。
- ⑩ 駅舎のバリアフリー化について、一日の乗降客5000人以上の駅舎だけでなく、それ以下の駅舎についても市町村と協力し、計画的促進を図ること。
- ⑪ 世界歴史遺産、伝統的建造物、重要文化財などの周辺にバッファゾーンを指定し、景観保全を図ること。景観法の積極的活用を図り、マンション建設等に高さ・意匠規制を強化すること。

## 10、道州制構想や地方交付税削減、補助金削減などの地方財政切捨てに反対し、住民自治確立、清潔で「府民が主人公」の府政運営を

「三位一体」改革の名による国の5兆円にのぼる地方交付税の削減で、地方自治体の財政は大変な事態に追い込まれている。さらにいま、「地方分権改革」の名で、福祉や教育などの国の責任を投げ捨て財政負担を縮小、地方に押し付ける地方自治破壊が進んでいる。

京都府としても、多くの自治体関係者ととともに「地方分権改革」「道州制」に反対し、地方財政の確保と地方自治を守るための努力をするとともに、府内市町村の自治を発展させるため、次の支援対策の実行を強く求める。

- ① 地方交付税の削減など地方財政の切り捨てを許さず、地方交付税の復元・拡充、義務教育費や生活保護費などナショナルミニマムを保証するための国庫負担金を堅持するよう強く国に求めること。
- ② 地方自治を侵害し、福祉と暮らしのための施策を切り捨てる総務省の「集中改革プラン」を強要しないよう国に求めること。
- ③ 関西財界主導による、開発を推し進め、地方自治を破壊する道州制導入に反対し、市町村自治を支援する府政の推進を図ること。
- ④ 道州制につながる関西広域連合については、参加を見合わせること。
- ⑤ 市町村への権限委譲については、財政、人的支援など市町村の要望をよく聞き、押し付けないこと。
- ⑥ 「税務共同化」は自治体の自主性を奪い総合性を脅かすものであり、市町村に強要しないこと。
- ⑦ 府として、市町村合併の押し付けや介入はいっさいやめ、市町村の将来はあくまで住民自身の自主的判断で決められるよう、徹底した情報の公開と住民投票など住民の意思を尊重すること。また、すでに合併した市町では、周辺部の衰退など深刻な事態が生まれており、いっそうの市町村支援策を講じること。
- ⑧ 規模の小さい市町村や住民の地域づくりを支援するため、財政的支援及び専門職等の人的支援を強化するとともに、地域おこし事業への支援の拡充、未来づくり資金の低利への借り換えなどを強化すること。
- ⑨ 市町村と連携し、過疎地域をふくめ通院・通学などの「生活の足」の確保、地域住民の「交通権」を保障

するための財政的支援の拡充を国に求めるとともに、府としての財政面もふくめた支援強化を図ること。コミュニティバス路線の確保など、生活関連交通機関の整備・充実を図ること。

- ⑩ 男女平等のいっそうの促進を図るため、策定された「男女共同参画条例」の運用にあたっては、憲法及び女子差別撤廃条約の男女平等の理念の徹底、母性保護、事業主責任、行政機関から独立した苦情処理・救済機関の設置等、その実効性が担保される措置を検討・具体化すること。
- ⑪ 政策方針の決定過程への女性の参画の促進、各種審議会への女性委員の登用をすすめ、委員の人選にあたっては、公募を含め公正・公平を期すこと。
- ⑫ パブリックコメント制度は、形式的にせず、必要な情報の公開、出された意見の尊重、施策への反映など、改善を図ること。また、府民からの発議も対象とし、施策に反映させること。
- ⑬ 知る権利の保障、原則公開の精神にのっとり、非開示条項の適用範囲を限定し、意思形成過程の情報であっても公開するなど、府情報公開条例の運用を抜本的に改善すること。公安委員会・警察本部の情報公開は、警察当局による恣意的な判断が優先されないようにすること。府からの出資、出えん、補助金の交付を受けている法人等には情報公開を義務化すること。
- ⑭ 個人情報の保護がされず、「国民総背番号制」に道を開く住基ネットを中止するよう国に求めること。保健所や土木事務所の現場対応能力の強化など、府民の安心・安全、利便性の向上を第一においた広域振興局体制の抜本的見直しを行ない、組織のあり方を実情に即したものに改めること。
- ⑮ 府民共有の財産は、その設置目的に相応しい運営がされるよう、技術者など人的配置や財政支援など行なうこと。指定管理者の指定にあたっても同様の措置を取ること。
- ⑯ 消費生活相談センターの職員など、府政の重要な担い手である非正規職員に対して、研修実施や待遇改善を急いで進めること。臨時職員・講師についても、ワーキングプアを生み出すような待遇は直ちに改善すること。
- ⑰ 農林試験研究機関の再編については、米作や林業の育成援助に重大な影響を及ぼすものであり、関係者の意見をよく聞き、再検討すること。

## 11、憲法を暮らしに生かす平和な京都を

いま世界で日本国憲法の先見性が注目されている。平和条項の9条、文化的生存権を定めた25条をはじめ、民主主義と基本的人権を高らかにうたった憲法をいまこそ生かすときである。府政の運営に憲法をしっかりと据え、府民の願いに応え、府民を守っていく行政のあり方が求められる。

多くの府民は、日本がアジア近隣諸国と平和友好の関係を築き、平和な世界をつくるため憲法を生かして積極的に貢献することを願っている。アフガニスタンでもイラクにおいても、戦争の泥沼化など「戦争でテロはなくなる」ことを示しており、平和的解決を求める声が世界の流れになっている。

京都府においては、日本国憲法を守り、平和な京都を築くため、次の諸施策を行なうよう求める。

- ① 「憲法違反」のアメリカの戦争支援の延長は直ちに中止するよう政府に求めること。また、テロを根絶するため、全世界がテロを犯罪として取り締まるとともに、テロの土壌となっている貧困、飢餓、教育などへの支援を強めるよう政府に求めること。
- ② 憲法手帳（ポケット版）を発行し、憲法を府民の暮らしのすみずみに生かし、守るとりくみを支えること。
- ③ 国民の基本的人権、報道の自由及び医療機関や自治体労働者のなどの権利を侵害し、国民を罰則つきで戦争に強制動員する武力攻撃事態法などの「有事法制」及び国民保護法の廃止を国に強く求めること。
- ④ 周辺住民に不安を与える自衛隊の空砲演習や市街地訓練、航空機の市街地上空の訓練飛行、さらに府民を巻き込むヘリコプターや艦船への試乗、学校等での現職自衛官の講演については、その中止を求めること。
- ⑤ 災害時緊急対応等を名目にした舞鶴西港での自衛隊艦船の軍事的利用拡大は認めないこと。
- ⑥ 核兵器搭載可能やミサイル防衛構想に役割を持つ米艦船の舞鶴入港を認めないこと。

以上